

# 平成29年第2回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年2月24日(金) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員16名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

10番 岩坂 一明

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

### (2) 欠席委員

なし

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第7号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

(4) 議案第8号 輪島農業振興地域整備計画の変更について

## 7 報告事項

(1) 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第5号 農地法施行規則該当転用届について

(3) 報告第6号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

(4) 報告第7号 農地の形状を変更する届出について

## 8 議事

開会 10:00 閉会 10:50

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第2回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号2番 石倉 稔 委員 及び 議席番号3番 谷内 吉夫 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第5号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。議案第1号の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 申請番号1番です。土地の所在は、門前町馬渡〇〇の畑 204 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の畑 439 m <sup>2</sup> で譲受人は門前町馬渡の〇〇さん、譲渡人は金沢市の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は4,329 m <sup>2</sup> で耕作者数は2名です。 以上、合計2筆 643 m <sup>2</sup> で内訳は畑が643 m <sup>2</sup> です。 なお、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべて

	を満たしていると考えます。
議 長	それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号2番 石倉 稔委員よりご意見をお願いいたします。
石倉委員	はい。今の件で現地確認した事について報告いたします。確認日が2月20日という事で行いました。譲受人と譲渡人は同じ集落ですが双方の親の方がトラブルがありまして、両方の立ち会いというのは難しいと思ひまして譲受人の親の立ち会いの下確認しました。この場所につきましては3ページの図にもありますとおり、譲受人の家の上になり、畑の地目になっていますが畑か山かわからない状態になっています。先ほどトラブルと申しましたが、現状は譲渡人の親と双方の問題があつてこの畑に杉の苗木の植林を行った件について譲受人は木が育つと不都合が生じるといふ事でなんとかならないかといふ事を双方が区長さんを仲介に入れて今回売買を行うといふ事になりました。そういう事で現地は畑としてありますが耕作もされていません。売買によつて双方、隣地に対する影響ですが一切ございません。そういう事でよろしくお願ひします。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思ひます。 【議案第5号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませぬか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よつて【議案第5号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあつた【議案第6号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願ひします。
事 務 局	はい。ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。議案第6号

の農地法第5条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。

申請番号1番です。土地の所在は、山岸町〇〇の田680㎡で譲受人は河井町の〇〇さん、譲渡人は宅田町の〇〇さんです。転用目的はアパート建設用地です。

以上1筆680㎡で内訳は田が680㎡です。

申請地は用途地域が定められている区域（準工業地域、第一種住居地域）であることから第3種農地と考えており原則許可となっております。

（ディスプレイにて現地確認の様子を説明）

議長 それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号6番 安津久人委員よりご意見をお願いいたします。

安委員 議席番号6番の安でございます。議案第6号について説明します。先日22日に会長、運営の方々、松下行政書士の方々と現地を確認してきました。申請箇所は今ほど説明がありましたが、図にありますとおり、東に市立輪島病院があり、道を挟んだところ左側には既にアパートが建っております。申請地の上の方は畑であります。右の方は長谷部信連の墳墓でございます。隣の3枚は田でございますが、関係者の話によりますと周囲の同意も得ております。

文化財だと思うんだけど許可は得ているのかな。

事務局 問題ないと思っています。

安委員 という事でもよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。

各委員 （意見・質問なし）

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第6号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第6号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第7号】の農地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。議案書8ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は25件です。農地中間管理機構への利用権設定が20件でその他の利用権設定が5件です。 なお、12番については利用権を設定する者が死亡したため取消となっております。 申請番号1番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は河北郡津幡町の〇〇さんで土地の所在地等は西山町〇〇の畑3,817㎡の新規で契約期間が平成29年3月31日から平成39年3月30日までの10年間で10aあたり1,000円の貸借権の設定です。 申請番号2番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は西山町の〇〇さんで土地の所在地等は西山町〇〇の畑2,760㎡の新規で契約期間が平成29年3月31日から平成34年3月30日までの5年間の使用貸借権の設定です。 申請番号3番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は埼玉県所沢市の〇〇さんで土地の所在地等は西山町〇〇の畑7,327㎡、同じく〇〇の畑1,700㎡、同じく〇〇の畑4,290㎡の新規で契約期間が平成29年3月31日から平成34年3月30日までの10年間で10aあたり1,000円の貸借権の設定です。 申請番号4番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は西山町の〇〇さんで土地の所在地等は西山町〇〇の畑10,925㎡、同じく〇〇の畑2,500㎡の新規で契約期間が平成29年3月31日から平成39年3月30日までの10年間で10aあたり1,000円の貸借権の設定です。 申請番号5番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総

合支援機構です。利用権を設定する者は小田屋町の〇〇さんで土地の所在地等は西山町〇〇の畑 8,795 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 9,575 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 1,000 円の貸借権の設定です。

申請番号 6 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は西山町の〇〇さんで土地の所在地等は西山町〇〇の畑 6,226 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 9,201 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 1,000 円の貸借権の設定です。

申請番号 7 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は大阪府高槻市の〇〇さんで土地の所在地等は西山町〇〇の畑 6,587 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 1,000 円の貸借権の設定です。

申請番号 8 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は二ツ屋町の〇〇さんで土地の所在地等は空熊町〇〇の田 486 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 835 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 748 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で使用貸借権の設定です。

申請番号 9 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は空熊町の〇〇さんで土地の所在地等は空熊町〇〇の田 747 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 773 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 586 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 515 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 355 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 34 年 3 月 30 日までの 5 年間で使用貸借権の設定です。

申請番号 10 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は空熊町の〇〇さんで土地の所在地等は空熊町〇〇の田 549 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 499 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で使用貸借権の設定です。

申請番号 11 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は町野町栗蔵の〇〇さんで土地の所在地等は町野町広江〇〇の田 853 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の

貸借権の設定です。

申請番号 1 3 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は町野町麦生野の〇〇さんで土地の所在地等は町野町麦生野〇〇の田 369 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 2,922 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 2,110 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 1,020 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の貸借権の設定です。

申請番号 1 4 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は町野町川西の〇〇さんで土地の所在地等は町野町川西〇〇の田 963 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 415 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 2,780 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 989 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 10,000 円の貸借権の設定です。

申請番号 1 5 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は町野町川西の〇〇さんで土地の所在地等は町野町川西〇〇の田 2,930 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 10,000 円の貸借権の設定です。

申請番号 1 6 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町道下の〇〇さんで土地の所在地等は門前町道下〇〇の田 745 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 366 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の貸借権の設定です。

申請番号 1 7 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町道下の〇〇さんで土地の所在地等は門前町道下〇〇の田 554 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の貸借権の設定です。

申請番号 1 8 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町道下の〇〇さんで土地の所在地等は門前町道下〇〇の田 2,022 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の貸借権の設定です。

申請番号 1 9 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業

総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町道下の〇〇さんで土地の所在地等は門前町道下〇〇の田 1,902 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の貸借権の設定です。

申請番号 2 0 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町道下の〇〇さんで土地の所在地等は門前町道下〇〇の田 900 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 1,288 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 31 日から平成 39 年 3 月 30 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の貸借権の設定です。

以上、農地中間管理機構との貸借については田が 28,232 m<sup>2</sup>、畑が 74,692 m<sup>2</sup>で計 102,924 m<sup>2</sup>です。作物別設定面積は水稻が 23,128 m<sup>2</sup>、その他が 79,796 m<sup>2</sup>で計 103,903 m<sup>2</sup>です。

次にその他の 5 件です。

申請番号 2 1 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町道下の〇〇です。利用権を設定する者は門前町勝田の〇〇さんで土地の所在地等は門前町道下〇〇の田 542 m<sup>2</sup>の更新で契約期間が平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の貸借権の設定です。

申請番号 2 2 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町道下の〇〇です。利用権を設定する者は門前町道下の〇〇さんで土地の所在地等は門前町道下〇〇の田 1,063 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 500 m<sup>2</sup>の更新で契約期間が平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の貸借権の設定です。

申請番号 2 3 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は門前町道下の〇〇です。利用権を設定する者は金沢市の〇〇さんで土地の所在地等は門前町道下〇〇の田 775 m<sup>2</sup>の更新で契約期間が平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の貸借権の設定です。

申請番号 2 4 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は西脇町の〇〇さんです。利用権を設定する者は市ノ瀬町の〇〇さんで土地の所在地等は市ノ瀬町〇〇の田 923 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 1,041 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日までの 3 年間の使用貸借権の設定です。

	<p>申請番号 25 番です。農地利用集積円滑化団体おおぞら農業協同組合経由で利用権の設定をうける者は西脇町の〇〇さんです。利用権を設定する者は北谷町の〇〇さんで土地の所在地等は北谷町〇〇の田 1,844 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日までの 3 年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>以上、農地中間管理機構以外の貸借については田が 13,376 m<sup>2</sup>で計 13,376 m<sup>2</sup>です。作物別設定面積は水稻が 13,376 m<sup>2</sup>で計 13,376 m<sup>2</sup>です。以上でございます。</p>
議 長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	8 ページの 1 番から 7 番の西山町ですが、畑も面積の 1 枚あたりが大きいのですがパイロット事業か何かで造成したところですか。
事務局	石倉委員のおっしゃるとおりです。栗を目的に造成しており、この後借りられる方もその予定です。
議 長	<p>ほかにございませんか。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 7 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 7 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 8 号】の輪島農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	はい。ご説明いたします。議案書 14 ページをご覧ください。計画変更の概要についてです。今回は 2(3)農用地区域への編入として、門前町清水 17-43 外 101 筆 30,095 m <sup>2</sup> 、門前町鬼屋 2-35-1 外 11 筆 1,099 m <sup>2</sup> の計 114 筆 31,194 m <sup>2</sup> です。編入する理由としては土地改良事業の対象農用地との事で基盤整備事業を行う予定となっています。以上です。

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	ほかに質疑はございませんか。 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第8号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第8号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第4号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書 21 ページをお開きください。報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は3件です。 1番です。土地の所在は二ツ屋町〇〇の畑 38 m <sup>2</sup> ほか 6 筆 1,641 m <sup>2</sup> で内訳は田が 1 筆 961 m <sup>2</sup> 、畑が 6 筆 680 m <sup>2</sup> です。相続人は二ツ屋町の〇〇さんで届出日は平成 29 年 1 月 18 日で届出事由は相続です。 2番です。土地の所在は惣領町〇〇の畑 95 m <sup>2</sup> ほか 12 筆 2,160 m <sup>2</sup> で内訳は田が 7 筆 1,048 m <sup>2</sup> で畑が 6 筆 1,112 m <sup>2</sup> です。相続人は惣領町の〇〇さんで届出日は平成 29 年 1 月 31 日で届出事由は相続です。 3番です。土地の所在は縄又町〇〇の畑 72 m <sup>2</sup> ほか 15 筆 3,327 m <sup>2</sup> で内訳は田が 2 筆 878 m <sup>2</sup> で畑が 14 筆 2,449 m <sup>2</sup> です。相続人は白米町の〇〇さんで届出日は平成 29 年 2 月 10 日で届出事由は相続です。 以上合計 29 筆 5,487 m <sup>2</sup> で内訳は田が 1,926 m <sup>2</sup> 、畑が 3,561 m <sup>2</sup> です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。

各委員	(意見・質問なし)
事務局	<p>それでは【報告第4号】を終わります。</p> <p>次に【報告第5号】の農地法の制限除外の届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 24 ページをお開きください。報告第5号農地法施行規則該当転用届です。今月は4件です。</p> <p>1番です。土地の所在は町野町〇〇の田 2,119 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>で申請人は金沢市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。</p> <p>2番です。土地の所在は下山町〇〇の田 42 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>で申請人は金沢市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。</p> <p>3番です。土地の所在は赤崎町〇〇の田 112 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>で申請人は金沢市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。</p> <p>4番です。土地の所在は西院内町〇〇の田 625 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>で申請人は金沢市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。</p> <p>合計4筆 36 m<sup>2</sup>で内訳は田が 27 m<sup>2</sup>、畑が 9 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号15番 森山 博委員よりご意見をお願いいたします。</p>
森山委員	<p>15番の森山です。去る2月22日に現地を確認してきました。幸いに地権者がいましたので一緒に立ち会いしてきました。現地は18ページの図にある赤丸の北側に位置します。ここは道路側 3~5mが埋め立てられております。北側も道路の高さに埋め立てられております。面積は300 m<sup>2</sup>くらいです。この建設予定場所は埋め立てられた南側で周囲は田ですがいずれも〇〇さんの所有地という事で周りに与える影響が少なく、本人も了承していることから問題ないと確認してきました。以上です。</p>
議長	<p>次に申請番号2番と3番について地区担当委員議席番号3番 谷内 吉夫委員よりご意見をお願いいたします。</p>
谷内委員	<p>3番谷内です。去る2月20日に行ってきました。まず下山ですけども</p>

	<p>地図にあるとおり下山のニハチという地域にありました。私の記憶によりますと 10 年くらい前まで水稲が耕作されていましたが現在畑地になっており、周囲は耕作されているところとされていないところが混在している状態でした。基地局が建設されての影響は周りの人に聞いても問題ないだろうという事でした。私が見たところでも水、日照的にも問題ないように見えました。</p> <p>次に 3 番について説明します。場所は赤崎の輪島浦上線沿いにあり、隣りにある〇〇さんの土場からも 6m くらい下の〇〇さんの納屋の裏に位置します。申請地は整地して畑作をしていたようですが、現在〇〇さんの家は無人で耕作はされておらず、この施設の及ぼす影響はないと思っております。以上です。</p>
議 長	次に申請番号 4 番について地区担当委員議席番号 9 番 田中 喜義委員よりご意見をお願いいたします。
田中委員	はい、8 番の田中です。現地確認に 17 日に行ってきたんですが現地確認の通知書に所有者の記載があると便利なんです。現地に行くと杭しかなく地図でも位置がわかりませんでした。他の携帯会社だと囲ってあってわかるのですが。囲ってはいないですが周辺の農地の所有者に同意を得たようです。地図にもありますとおり 2 方が道路に囲まれているため耕作に影響がありません。周囲に悪影響を及ぼす事はないと判断してきましたのでよろしくお願いいたします。
事務局	次回から所有者の名前を入れて送付したいと思います。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	<p>それでは【報告第 5 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 6 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	はい、ご説明いたします。議案書 30 ページをお開きください。報告第

	<p>6号非農地証明願承認についてです。今月は3件です。</p> <p>1番です。土地の所在は町野町寺山〇〇の畑 347 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 228 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 9.91 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 6.61 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 122 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 185 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 26 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 56 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 102 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 19 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 99 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 188 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 224 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 185 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 214 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 211 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 353 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 105 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 69 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 155 m<sup>2</sup>で申請人は町野町広江の〇〇さんで利用状況は山林です。既に山林原野化しており農地に復元が難しいものとして、今回非農地証明願が出ています。</p> <p>2番です。土地の所在は門前町浦上〇〇の畑 89 m<sup>2</sup>で申請人は門前町浦上の〇〇さんで利用状況は山林です。既に山林原野化しており農地に復元が難しいものとして、今回非農地証明願が出ています。</p> <p>以上合計 21 筆 2,993.52 m<sup>2</sup>で内訳は畑が 2,993.52 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議 長	それでは申請番号1番については私より意見を述べます。
向面会長	先般 20日に現地を見て参りました。ここは珠洲市と輪島市の境にあたる場所です。田などはできないところでありまして、申請者は柳田農業高校を卒業と栗などを栽培していましたが、現在は森林組合に勤めております。申請は荒れ放題になっております。現在は耕作できない状況であり、周りにも影響がありません。
議 長	次に申請番号2番については地区担当委員議席番号13番 東 克芳委員よりご意見をお願いいたします。
東 委員	はい、東です。21日に現地を確認して参りました。申請者は高齢で立ち会いができないという事で隣の〇〇さんに立ち会いをしてもらいました。現地も〇〇さんの背土にあり、既に杉の木が40cmほどの大きさになっており農地とはいえる状況ではなく、非農地だと確認してきました。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。

各委員	(意見・質疑なし)
議長	それでは【報告第6号】を終わります。 次に【報告第7号】の農地の形状を変更することについて届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	はい、ご説明いたします。議案書 34 ページをお開きください。報告第7号農地改良届出についてです。今月は6件でしたが、6番が2月22日に取り消されたので5件です。 1番です。土地の所在は西脇町〇〇の田 1,237 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 212 m <sup>2</sup> で届出者は西脇町の〇〇さんで農地改良理由は耕作条件を改善するためです。工期及び施工内容は平成29年3月1日から平成35年3月31日までで盛土高は120 cm、施工は〇〇です。 2番です。土地の所在は西脇町〇〇の田 848 m <sup>2</sup> で届出者は西脇町の〇〇さんで農地改良理由は耕作条件を改善するためです。工期及び施工内容は平成29年3月1日から平成35年3月31日までで盛土高は120 cm、施工は〇〇です。 3番です。土地の所在は町野町井面〇〇の田 2,000 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 896 m <sup>2</sup> で届出者は町野町井面の〇〇さんで農地改良理由は土地が軟弱で排水が悪いためです。工期及び施工内容は平成29年3月1日から平成29年4月30日までで盛土高は30 cm、施工は〇〇です。 4番です。土地の所在は町野町川西〇〇の田 2,953 m <sup>2</sup> で届出者は町野町井面の〇〇さんで農地改良理由は土地が軟弱で排水が悪いためです。工期及び施工内容は平成29年3月1日から平成29年4月30日までで盛土高は60 cm、施工は〇〇です。 5番です。土地の所在は町野町金蔵〇〇の田 1,895 m <sup>2</sup> で届出者は町野町栗蔵の〇〇さんで農地改良理由は土地が軟弱で排水が悪いためです。工期及び施工内容は平成29年3月1日から平成29年4月30日までで盛土高は30 cm、施工は〇〇です。 以上合計7筆 10,041 m <sup>2</sup> で内訳は田が 10,041 m <sup>2</sup> です。
議長	ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。

石倉委員	改良理由をみると耕作条件の改善とありますが、あくまで耕作をするため、土建関係とのからみはないのでしょうか。
森谷委員	3番から下は私の担当ですがそこでは畑になるとかではありません。今年も水稲作付をします。
石倉委員	こんだけ費用をかけてするものかと思ひまして。
森谷委員	費用は町野川の土砂をとって、それを入れるため地権者の負担はかかりません。
東 委員	石倉さんの質問に関連して、これだけの面積を耕作条件を改善するためとありますが、6年もかからないとできないという申請自体が変だと思ふんですが、どうして6年もかかるのですか。その6年の間はどのようなのですか。
事務局	今回の1番と2番につきましては、かなり長い期間でございます。理由としては改良する上で土をいれますが、入れる土の予定が長期になるという事で最大6年間かかるという事です。早めに終わる事もあるかと思いますが今回は受け付けました。先ほどの石倉委員のお話であります。農地改良の届出を受ける上で建設残土を入れた後に農地にならないのではないかという疑念はあるのですが、届出に関しては総会での報告の後、受理通知書を渡す際に改めて農地として利用する事を確認をしています。また、通知書にも違法な建設残土を入れない旨、注意喚起しております。また、完了後、報告書を提出してもらっています。
議 長	それでは【報告第7号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については来月行います。
議 長	それでは第2回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

平成29年2月24日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

2 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

3 番

\_\_\_\_\_